

●香川県告示第344号

平成12年香川県告示第349号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。
平成24年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1号の規定により知事が指定する区間（以下「指定区間」という。）及び同条第2号の規定により知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）並びに香川県屋外広告物条例施行規則（昭和40年香川県規則第78号。以下「規則」という。）第3条第1項第2号ア(ア)に規定する市街地区間及び市街地区域を次のように指定し、並びに同号ア(ア)及び(イ)の表並びに同項第3号イの知事が別に定める道路を次のように定め、平成12年5月1日から施行する。</p> <p>平成11年香川県告示第264号（香川県屋外広告物条例に基づく許可地域の指定）は、平成12年4月30日限り廃止する。</p> <p>1 略</p> <p>2 指定地域及び市街地区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定地域</p> <p>1に規定する指定区間に接続する地域であって、次の表の道路又は鉄道の区分ごとに定めるその路肩からの距離の範囲（当該道路又は鉄道から展望できる範囲に限る。）内とする。<u>ただし、1に規定する市街地区間に接続する地域にあっては、(2)に規定する市街地区域をもって指定地域とする。</u></p> <div data-bbox="181 1078 1066 1118" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(2) 略</p> <p>3 規則第3条第1項第2号ア(ア)の表の自然景観を保全する必要がある地域を通過する道路で区間を定めて知事が別に定めるものは次のとおりとし、<u>同号ア(ア)及び(イ)の表並びに同項第3号イの高速自動車国道等で知事が別に定める道路は高速自動車国道四国横断自動車道及び国道30号（瀬戸中央自動車道）とする。</u></p> <div data-bbox="181 1347 1066 1386" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1号の規定により知事が指定する区間（以下「指定区間」という。）及び同条第2号の規定により知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）並びに香川県屋外広告物条例施行規則（昭和40年香川県規則第78号。以下「規則」という。）第3条第1項第2号ア(ア)の規定により市街地区間及び市街地区域を次のように指定し、並びに同号ア(ア)及び(イ)の表の知事が別に定める道路を次のように定め、平成12年5月1日から施行する。</p> <p>平成11年香川県告示第264号（香川県屋外広告物条例に基づく許可地域の指定）は、平成12年4月30日限り廃止する。</p> <p>1 略</p> <p>2 指定地域及び市街地区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定地域</p> <p>1に規定する指定区間に接続する地域であって、次の表の道路又は鉄道の区分ごとに定めるその路肩からの距離の範囲（当該道路又は鉄道から展望できる範囲に限る。）内とする。</p> <div data-bbox="1171 1078 2056 1118" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(2) 略</p> <p>3 規則第3条第1項第2号ア(ア)の表の自然景観を保全する必要がある地域を通過する道路で区間を定めて知事が別に定めるものは次のとおりとし、<u>規則第3条第1項第2号ア(ア)及び(イ)の表の高速自動車国道等で知事が別に定める道路は高速自動車国道四国横断自動車道及び国道30号（瀬戸中央自動車道）とする。</u></p> <div data-bbox="1171 1347 2056 1386" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>